

業務体制表

店舗名称	
許可番号	

営業時間	A	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(0 日/週)		:		~		:	
	B	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(0 日/週)		:		~		:	
	C	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(0 日/週)		:		~		:	
時間		0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	計		
A	営業時間															
	開店時間															
	特定販売時間															
	医薬品販売時間															
	要指導医薬品 又は第一類医薬品															
	薬剤師															
	登録販売者															
B	営業時間															
	開店時間															
	特定販売時間															
	医薬品販売時間															
	要指導医薬品 又は第一類医薬品															
	薬剤師															
	登録販売者															
C	営業時間															
	開店時間															
	特定販売時間															
	医薬品販売時間															
	要指導医薬品 又は第一類医薬品															
	薬剤師															
	登録販売者															

1週間あたりの合計		
営業時間	0	時間
開店時間	0	時間 ①

開店時間中の1週間あたり合計		
医薬品販売時間	0	時間 ②
第一類医薬品販売時間		時間
要指導医薬品販売時間		時間
要指導又は第一類医薬品販売時間	0	時間 ③

情報提供場所		
合計		箇所 ④
(内)要指導・第一類医薬品用		箇所 ⑤

体制省令関係		
$⑥ \div ⑤ \div ③$		≥ 1
$(⑥+⑦) \div ②$		≥ 1
$(⑥+⑦+⑧) \div ④ \div ②$		≥ 1

薬剤師		勤務時間	薬剤師		勤務時間
1	管		13		
2			14		
3			15		
4			16		
5			17		
6			18		
7			19		
8			20		
9			21		
10			22		
11			23		
12			勤務時間合計 ⑥	0	

登録販売者		勤務時間	登録販売者(研修中)		勤務時間
1	管		1		
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		
6			6		
7			7		
8			8		
9			9		
10			10		
11			11		
			勤務時間合計 ⑦	0	
			勤務時間合計 ⑧	0	

(薬局のみ記載)	⑥ \geq ①となっていること	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
------------	--------------------	---

以下、1日あたりの受取処方箋枚数40枚以上の薬局において記載すること					
総取扱処方箋枚数 (A)	枚	(眼科・耳鼻科・歯科) ×2/3+その他の診療科	前年において業務を行った期間及び日数 (B)	月 日 ~ 月 日	(日数) 日
1日あたりの受取処方箋枚数 (A/B)		枚	就業時間		時間/週
必要薬剤師数 40枚毎1名	イ	名	現在の勤務体制による算出薬剤師数	口	名

※ 薬剤師の員数は実雇用人数ではなく、各薬剤師毎の勤務延べ時間/就業時間(1週間あたり)で割り出した数で算出します。就業規則がない場合は、最低時間32時間で除する。イ \leq 口であれば員数を満たしていることになります。